

令4技術管理第462号の3
令和4年(2022年)9月8日

関係各位

山口県土木建築部技術管理課長

参考見積の徴収に係る運用について（送付）

土木工事や業務委託の予定価格算定のために徴収する参考見積について、関係者（県および関係業者）の事務効率化を目的として、電子メールの活用や一部手続の簡素化（意向確認、質問のメール対応可）等の運用を改めることとしましたので、別添のとおりお知らせします。

技術指導班
担当：吉村
電話：083-93-3636

補足メッセージ

【目的】

- ・関係業者様および県の事務効率化

【概要】

- ・参考見積徴収では、紙文書の郵送等ではなく、電子メール及び電子データのやりとりを原則としました。（随意契約のための見積は対象外です。）
- ・本日以降、可能な範囲で順次適用いたします。なお、移行期間において、従来の対応となる場合もありますので個別に依頼内容をご確認のうえ、ご対応ください。
- ・意向確認、質問において、指定様式以外に、メール本文のみでの対応も可能としました。

【補足説明】

- ・見積依頼のメールについて、電子入札システムご利用の方には、ご登録いただいているメールアドレス宛に、メールをお送りさせていただきます。
- ・近日中に、見積での利用開始について、登録済メールアドレス宛にメールいたします。メールアドレス変更のご要望などは、そのメールをご確認のうえ、個別にお問い合わせください。

参考見積徴収の事務効率化について (お知らせ)

令和4年9月
山口県土木建築部

工事や業務委託の予定価格算出のために徴収する参考見積について、関係者（県および関係業者）の事務効率化を目的として、電子メールの活用や一部手続の簡素化を行うこととしました。

1 今後の運用

- (1) 参考見積に係る全ての書類において、押印は不要とする。
- (2) 参考見積の徴収は、原則として電子メールを用いて、電子データの送受信によって対応する。(郵送やFAX、持参による紙文書のやりとりは不要。)
- (3) 参考見積に係る意向確認書および質問書は、指定様式を用いた電子データ(PDF)のメール提出の他に、メール本文に必要事項を記載する対応も可能とする。

2 適用

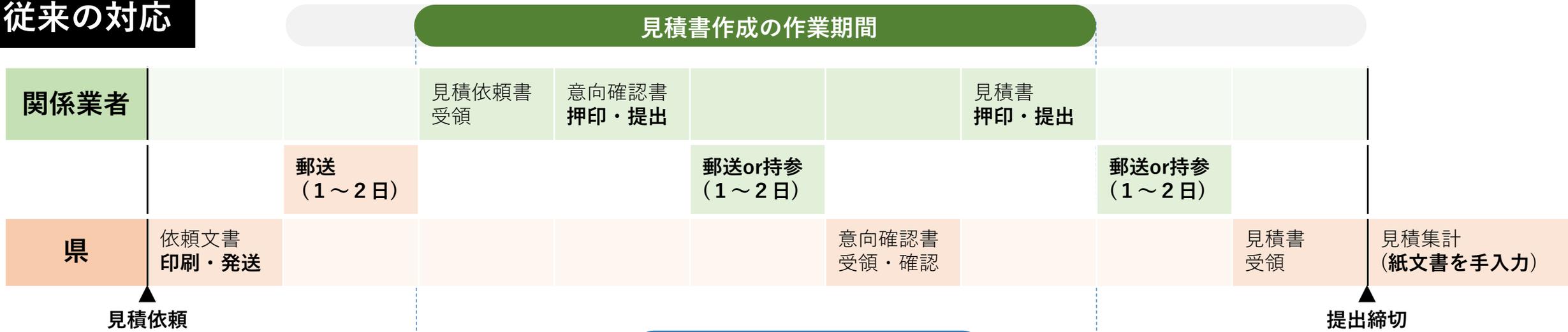
- (1) 本運用は、令和4年9月8日以降、山口県が施行する土木工事や業務委託の予定価格算定の参考とする見積(参考見積)の徴収に適用する。
- (2) 随意契約のための見積は、本運用の適用対象外とする。

3 その他

- (1) やむを得ない場合を除き、電子メール以外での対応(紙での提出)は認めません。

見積書のメール・電子データ活用による効果（イメージ）

従来の対応



見積作業の余裕確保

見直し後

